

令和8年度 事業計画書

自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日

公益財団法人資源環境センター

1. 鉱害防止業務（公1）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井 ^{さい} 鉱山	一の沢坑ほか2施設
②土畑 ^{つちはた} 鉱山	畑平第三坑道（北口）ほか7施設
③岩神 ^{いわがみ} 鉱山	深沢坑ほか4施設
④小国 ^{おぐに} 鉱山	通風坑ほか1施設
⑤小百 ^{こひやく} 鉱山	大切坑
⑥鶴峠 ^{つづみ} 鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝 ^{たほう} 鉱山	本坑
⑧千歳 ^{ちとせ} 鉱山	福神沢通洞坑ほか1施設
⑨鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか3施設
⑩長木 ^{ながき} 鉱山	大黒坑第一堆積場ほか5施設
⑪見立 ^{みたち} 鉱山	長盛坑
⑫吉野 ^{よしの} 鉱山	熱田旧坑ほか8施設
⑬尾小 ^{おご} 屋 ^や 鉱山	赤目立坑ほか1施設
⑭尾平 ^{おびら} 鉱山	新大切坑ほか5施設
⑮八総 ^{やそう} 鉱山	赤倉通洞坑ほか1施設
⑯高取 ^{たかとり} 鉱山	赤木毛通洞坑ほか2施設
⑰上北 ^{かみきた} 鉱山	上の沢 60m坑道ほか4施設
⑱八谷 ^{やたに} 鉱山	下二坑道
⑲久根 ^{くね} 鉱山	本山通洞坑
⑳紀州 ^{きしゅう} 鉱山	大峪 ^{おおさこ} 坑ほか7施設
㉑南古遠部 ^{みなみふるとうべ} 鉱山	第一立坑
㉒下川 ^{しもかわ} 鉱山	通洞坑ほか8施設
㉓鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	大湯第1・2たい積場ほか1施設

上記、鉱害防止業務の実施にあたっては、資源環境センター業務マニュアルに定めた「鉱害防止に係る保安方針」に基づき、確実かつ円滑に行う。

センター本部、現地事業所、関係機関との連携を緊密に図るため、通報連絡訓練を実施する。

2. 業務監査の実施

各事業所の鉱害防止業務（公1）が適切に実施されていることを確認するため、資源環境センター業務マニュアルに定めた「鉱害防止に係る監査方針」に基づき、業務監査を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

3. 全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公1）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

4. 環境保全に関する調査研究（公2）

鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行に資するため、研究会、成果報告会等に参加し、休廃止鉱山の鉱害防止に係る調査研究及び技術開発に関する情報収集を図る。

5. 鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公1）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

6. 鉱害調査・研究開発基金の管理業務

鉱害防止業務（公1）及び環境保全に関する調査研究（公2）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公1）及び（公2）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業のことをいい、公1は、定款第4条第1項第1号に規定する事業である。また、公2は、定款第4条第1項第2号に規定する事業である。

以上

令和7年度 事業計画書

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

公益財団法人資源環境センター

1. 鉱害防止業務（公1）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井 ^{さい} 鉱山	一の沢坑ほか2施設
②土畑 ^{つちはた} 鉱山	畑平第三坑道（北口）ほか7施設
③岩神 ^{いわがみ} 鉱山	深沢坑ほか4施設
④小国 ^{おぐに} 鉱山	通風坑ほか1施設
⑤小百 ^{こひやく} 鉱山	大切坑
⑥鶴峠 ^{つづみ} 鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝 ^{たほう} 鉱山	本坑
⑧千歳 ^{ちとせ} 鉱山	福神沢通洞坑ほか1施設
⑨鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか3施設
⑩長木 ^{ながき} 鉱山	大黒坑第一堆積場ほか5施設
⑪見立 ^{みたち} 鉱山	長盛坑
⑫吉野 ^{よしの} 鉱山	熱田旧坑ほか8施設
⑬尾小屋 ^{おごや} 鉱山	赤目立坑ほか1施設
⑭尾平 ^{おびら} 鉱山	新大切坑ほか5施設
⑮八総 ^{やそう} 鉱山	赤倉通洞坑ほか1施設
⑯高取 ^{たかとり} 鉱山	赤木毛通洞坑ほか2施設
⑰上北 ^{かみきた} 鉱山	上の沢60m坑道ほか4施設
⑱八谷 ^{やたに} 鉱山	下二坑道
⑲久根 ^{くね} 鉱山	本山通洞坑
⑳紀州 ^{きしゅう} 鉱山	大峪 ^{おおさこ} 坑ほか7施設
㉑南古遠部 ^{みなみふるとうべ} 鉱山	第一立坑
㉒下川 ^{しもかわ} 鉱山	通洞坑ほか8施設
㉓鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	大湯第1・2たい積場ほか1施設

上記、鉱害防止業務の実施にあたっては、資源環境センター業務マニュアルに定めた「鉱害防止に係る保安方針」に基づき、確実かつ円滑に行う。

センター本部、現地事業所、関係機関との連携を緊密に図るため、通報連絡訓練を実施する。

2. 業務監査の実施

各事業所の鉱害防止業務（公1）が適切に実施されていることを確認するため、資源環境センター業務マニュアルに定めた「鉱害防止に係る監査方針」に基づき、業務監査を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

3. 全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公1）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

4. 鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公1）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

5. 鉱害調査・研究開発基金の管理業務

鉱害防止業務（公1）及び環境保全に関する調査研究（公2）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公1）及び（公2）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業のことをいい、公1は、定款第4条第1項第1号に規定する事業である。また、公2は、定款第4条第1項第2号に規定する事業である。

以上

令和6年度 事業計画書

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

公益財団法人資源環境センター

1. 鉱害防止業務（公1）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井 ^{さい} 鉱山	一の沢坑ほか2施設
②土畑 ^{つちはた} 鉱山	畑平第三坑道（北口）ほか7施設
③岩神 ^{いわがみ} 鉱山	深沢坑ほか4施設
④小国 ^{おぐに} 鉱山	通風坑ほか1施設
⑤小百 ^{こひやく} 鉱山	大切坑
⑥鶴峠 ^{つるど} 鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝 ^{たほう} 鉱山	本坑
⑧千歳 ^{ちとせ} 鉱山	福神沢通洞坑ほか1施設
⑨鉛山 ^{なまりやま} 鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか3施設
⑩長木 ^{ながき} 鉱山	大黒坑第一堆積場ほか5施設
⑪見立 ^{みたち} 鉱山	長盛坑
⑫吉野 ^{よしの} 鉱山	熱田旧坑ほか8施設
⑬尾小屋 ^{おごや} 鉱山	赤目立坑ほか1施設
⑭尾平 ^{おびら} 鉱山	新大切坑ほか5施設
⑮八総 ^{やそう} 鉱山	赤倉通洞坑ほか1施設
⑯高取 ^{たかとり} 鉱山	赤木毛通洞坑ほか2施設
⑰上北 ^{かみきた} 鉱山	上の沢60m坑道ほか4施設
⑱八谷 ^{やたに} 鉱山	下二坑道
⑲久根 ^{くね} 鉱山	本山通洞坑
⑳紀州 ^{きしゅう} 鉱山	大峪 ^{おおさこ} 坑ほか7施設
㉑南古遠部 ^{みなみふるとうべ} 鉱山	第一立坑
㉒下川 ^{しもかわ} 鉱山	通洞坑ほか8施設
㉓鉛山 ^{なまりやま} 鉱山	大湯第1・2たい積場ほか1施設

上記、鉱害防止業務の実施にあたっては、資源環境センター業務マニュアルに定めた「鉱害防止に係る保安方針」に基づき、適切に行う。

各事業所の鉱害防止業務が適切に実施されていることを確認するため、資源環境センター業務マニュアルに定めた「鉱害防止に係る監査方針」に基づき、監査を行う。

センター本部、現地事業所、関係機関との連携を緊密に図るため、通報連絡訓練を実施する。

2. 全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公１）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

3. 鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公１）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

4. 鉱害調査・研究開発基金の管理業務

鉱害防止業務（公１）及び環境保全に関する調査研究（公２）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公１）及び（公２）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業のことをいい、公１は、定款第4条第1項第1号に規定する事業である。また、公２は、定款第4条第1項第2号に規定する事業である。

以上

令和5年度 事業計画書

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

公益財団法人資源環境センター

1. 鉱害防止業務（公1）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井 ^{さい} 鉱山	一の沢坑ほか2施設
②土畑 ^{つちはた} 鉱山	畑平第三坑道（北口）ほか7施設
③岩神 ^{いわがみ} 鉱山	深沢坑ほか4施設
④小国 ^{おぐに} 鉱山	通風坑ほか1施設
⑤小百 ^{こびやく} 鉱山	大切坑
⑥鶴峠 ^{うづ} 鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝 ^{たほう} 鉱山	本坑
⑧千歳 ^{ちとせ} 鉱山	福神沢通洞坑ほか1施設
⑨鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか3施設
⑩長木 ^{ながき} 鉱山	大黒坑第一堆積場ほか5施設
⑪見立 ^{みたち} 鉱山	長盛坑
⑫吉野 ^{よしの} 鉱山	熱田旧坑ほか8施設
⑬尾小屋 ^{おごや} 鉱山	赤目立坑ほか1施設
⑭尾平 ^{おびら} 鉱山	新大切坑ほか5施設
⑮八総 ^{やそう} 鉱山	赤倉通洞坑ほか1施設
⑯高取 ^{たかとり} 鉱山	赤木毛通洞坑ほか2施設
⑰上北 ^{かみきた} 鉱山	上の沢60m坑道ほか4施設
⑱八谷 ^{やたに} 鉱山	下ニ坑道
⑲久根 ^{くね} 鉱山	本山通洞坑
⑳紀州 ^{きしゅう} 鉱山	大峪 ^{おおきこ} 坑ほか7施設
㉑南古遠部 ^{みなみふるとうべ} 鉱山	第一立坑
㉒下川 ^{しもかわ} 鉱山	通洞坑ほか8施設
㉓鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	大湯第1・2たい積場ほか1施設

（令和4年度、当センターの事業所において、複数の排出基準超過及び連絡不備等が発生したことにより、行政処分（厳重注意等）を受けたため、センター本部、現地事業所、関係機関との連携を緊密に図るなど体制強化を図るとともに、通報連絡訓練を実施することとする。）

2. 全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公1）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

3. 鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公1）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

4. 鉱害調査・研究開発基金の管理業務

鉱害防止業務（公1）及び環境保全に関する調査研究（公2）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公1）及び（公2）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業のことをいい、公1は、定款第4条第1項第1号に規定する事業である。また、公2は、定款第4条第1項第2号に規定する事業である。

以上

令和4年度 事業計画書

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

公益財団法人資源環境センター

1. 鉱害防止業務（公1）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井 ^{さい い} 鉱山	一の沢坑ほか2施設
②土畑 ^{つちはた} 鉱山	畑平第三坑道（北口）ほか7施設
③岩神 ^{いわがみ} 鉱山	深沢坑ほか4施設
④小国 ^{おぐに} 鉱山	通風坑ほか1施設
⑤小百 ^{こびやく} 鉱山	大切坑
⑥鶴峠 ^{うづ} 鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝 ^{たほう} 鉱山	本坑
⑧千歳 ^{ちとせ} 鉱山	福神沢通洞坑ほか1施設
⑨鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか3施設
⑩長木 ^{ながき} 鉱山	大黒坑第一堆積場ほか5施設
⑪見立 ^{みたち} 鉱山	長盛坑
⑫吉野 ^{よしの} 鉱山	熱田旧坑ほか8施設
⑬尾小 ^{おご} 屋 ^や 鉱山	赤目立坑ほか1施設
⑭尾平 ^{おびら} 鉱山	新大切坑ほか5施設
⑮八総 ^{やそう} 鉱山	赤倉通洞坑ほか1施設
⑯高取 ^{たかとり} 鉱山	赤木毛通洞坑ほか2施設
⑰上北 ^{かみきた} 鉱山	上の沢 60m坑道ほか4施設
⑱八谷 ^{やたに} 鉱山	下ニ坑道
⑲久根 ^{くね} 鉱山	本山通洞坑
⑳紀州 ^{きしゅう} 鉱山	大峪 ^{おおさこ} 坑ほか7施設
㉑南古遠部 ^{みなみふるとうべ} 鉱山	第一立坑
㉒下川 ^{しもかわ} 鉱山	通洞坑ほか8施設
㉓鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	大湯第1・2たい積場ほか1施設

2. 全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公1）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

3. 鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉦害防止業務（公１）を安定的に行うための財源である鉦害防止事業調整基金の管理業務については、鉦害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

4. 鉦害調査・研究開発基金の管理業務

鉦害防止業務（公１）及び環境保全に関する調査研究（公２）を行うための財源である鉦害調査・研究開発基金の管理業務については、鉦害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公１）及び（公２）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 4 号に規定する公益目的事業のことをいい、公１は、定款第 4 条第 1 項第 1 号に規定する事業である。また、公２は、定款第 4 条第 1 項第 2 号に規定する事業である。

以上

令和3年度 事業計画書

自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月31日

公益財団法人資源環境センター

令和3年度事業計画書

I 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

1. 鉱害防止業務（公1）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井 ^{さい} 鉱山	一の沢坑ほか2施設
②土畑 ^{つちはた} 鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか7施設
③岩神 ^{いわがみ} 鉱山	深沢坑ほか4施設
④小国 ^{おぐに} 鉱山	通風坑ほか1施設
⑤小百 ^{こびやく} 鉱山	大切坑
⑥鵜峠 ^{うど} 鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝 ^{たほう} 鉱山	本坑
⑧千歳 ^{ちとせ} 鉱山	福神沢通洞坑ほか1施設
⑨鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか3施設
⑩長木 ^{ながき} 鉱山	大黒坑第一堆積場ほか5施設
⑪見立 ^{みたち} 鉱山	長盛坑
⑫吉野 ^{よしの} 鉱山	熱田旧坑ほか8施設
⑬尾小屋 ^{おごや} 鉱山	赤目立坑ほか1施設
⑭尾平 ^{おびら} 鉱山	新大切坑ほか5施設
⑮八総 ^{やそう} 鉱山	赤倉通洞坑ほか1施設
⑯高取 ^{たかとり} 鉱山	赤木毛通洞坑ほか2施設
⑰上北 ^{かみきた} 鉱山	上の沢60m坑道ほか4施設
⑱八谷 ^{やたに} 鉱山	下二坑道
⑲久根 ^{くね} 鉱山	本山通洞坑
⑳紀州 ^{きしゅう} 鉱山	大峪 ^{おおさこ} 坑ほか7施設
㉑南古遠部 ^{みなみふるとうべ} 鉱山	第一立坑
㉒下川 ^{しもかわ} 鉱山	通洞坑ほか8施設
㉓鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	大湯第1・2たい積場ほか1施設

2. 全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公1）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図

るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

3. 鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公1）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

II 環境保全に関する調査研究に関する事項

1. 環境保全に関する調査研究（公2）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

（1）休廃止鉱山における坑廃水処理の解析評価を用いた高度化に係る調査研究

該当なし。（平成30年度から令和2年度までの3年計画により終了）

（2）坑廃水処理におけるドローン技術の適用性の検討

昨今のドローン技術の進歩により、人の立ち入りが困難な地域の巡視が可能となってきた。令和2年度は、土畑事業所においてドローンの飛行試験を実施。ドローンを用いた巡視の実現性について確証を得ている。

令和3年度は引き続き、他の場所におけるドローン適用の可能性を検討することとしている。

2. 鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公2）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公1）及び（公2）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業のことをいい、公1は、定款第4条第1項第1号に規定する事業である。また、公2は、定款第4条第1項第2号に規定する事業である。

以上

令和2年度 事業計画書

自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月31日

公益財団法人資源環境センター

令和 2 年度事業計画書

I 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

1. 鉱害防止業務（公 1）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井 ^{さい い} 鉱山	一の沢坑ほか 2 施設
②土畑 ^{つちはた} 鉱山	畑平第三坑道（北口）ほか 7 施設
③岩神 ^{いわがみ} 鉱山	深沢坑ほか 4 施設
④小国 ^{おぐに} 鉱山	通風坑ほか 1 施設
⑤小百 ^{こびやく} 鉱山	大切坑
⑥鵜峠 ^{う とう} 鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝 ^{た ほう} 鉱山	本坑
⑧千歳 ^{ちとせ} 鉱山	福神沢通洞坑ほか 1 施設
⑨鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか 3 施設
⑩長木 ^{ながき} 鉱山	大黒坑第一堆積場ほか 5 施設
⑪見立 ^{み たて} 鉱山	長盛坑
⑫吉野 ^{よしの} 鉱山	熱田旧坑ほか 8 施設
⑬尾小屋 ^{お ぐ や} 鉱山	赤目立坑ほか 1 施設
⑭尾平 ^{お びら} 鉱山	新大切坑ほか 5 施設
⑮八総 ^{や そう} 鉱山	赤倉通洞坑ほか 1 施設
⑯高取 ^{たかとり} 鉱山	赤木毛通洞坑ほか 2 施設
⑰上北 ^{かみきた} 鉱山	上の沢 60m 坑道ほか 4 施設
⑱八谷 ^{やたに} 鉱山	下二坑道
⑲久根 ^{く ね} 鉱山	本山通洞坑
⑳紀州 ^{きしゅう} 鉱山	大峪 ^{おおさこ} 坑ほか 7 施設
㉑南古遠部 ^{みなみふるとうべ} 鉱山	第一立坑
㉒下川 ^{しもかわ} 鉱山	通洞坑ほか 8 施設
㉓鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	大湯第 1・2 たい積場ほか 1 施設

2. 全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公 1）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図

るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

3. 鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公1）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

II 環境保全に関する調査研究に関する事項

1. 環境保全に関する調査研究（公2）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

（1）休廃止鉱山における坑廃水処理の解析評価を用いた高度化に係る調査研究

平成30年度から令和2年度までの3年計画により、当センター所管の23事業所すべてにおいて、地球化学モデリングによる坑廃水処理機構の解明、坑廃水処理のライフサイクルの把握を行い、処理の最適化、処理指針の作成のための調査研究を研究機関への委託等により行う計画であり、令和元年度は7事業所（上北、鉛山、大湯、見立、吉野、尾小屋及び太宝）について早稲田大学への委託により実施した。

令和2年度は、計画の最終年度として、残りの8事業所において同様の調査研究を実施することとしている。

（2）坑廃水処理におけるドローン技術の適用性の検討

昨今のドローン技術の進歩により、人の立ち入りが困難な地域の巡視が可能となってきた。令和元年度は、千歳事業所の事務所から離れた坑口付近の状況を確認するためドローンの試験的飛行により、ドローンを用いた巡視の実現性について確証を得ている。

令和2年度は引き続き、他の場所におけるドローン適用の可能性を検討することとしている。

2. 鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公2）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公1）及び（公2）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業のことをいい、公1は、定款第4条第1項第1号に規定する事業である。また、公2は、定款第4条第1項第2号に規定する事業である。

以上

平成31年度 事業計画書

自 2019年4月 1日
至 2020年3月31日

公益財団法人資源環境センター

平成 3 1 年度事業計画書

I 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 1 3 条第 1 項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

1. 鉱害防止業務（公 1）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

(鉱山名)	(指定特定施設名)
①佐井 ^{さい} 鉱山	一の沢坑ほか 2 施設
②土畑 ^{つちはた} 鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか 7 施設
③岩神 ^{いわがみ} 鉱山	深沢坑ほか 4 施設
④小国 ^{おぐに} 鉱山	通風坑ほか 1 施設
⑤小百 ^{こびやく} 鉱山	大切坑
⑥鵜峠 ^{うど} 鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝 ^{たほう} 鉱山	本坑
⑧千歳 ^{ちとせ} 鉱山	福神沢通洞坑ほか 1 施設
⑨鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか 3 施設
⑩長木 ^{ながき} 鉱山	大黒坑第一堆積場ほか 5 施設
⑪見立 ^{みだて} 鉱山	長盛坑
⑫吉野 ^{よしの} 鉱山	熱田旧坑ほか 8 施設
⑬尾小屋 ^{おごや} 鉱山	赤目立坑ほか 1 施設
⑭尾平 ^{おびら} 鉱山	新大切坑ほか 5 施設
⑮八総 ^{やそう} 鉱山	赤倉通洞坑ほか 1 施設
⑯高取 ^{たかとり} 鉱山	赤木毛通洞坑ほか 2 施設
⑰上北 ^{かみきた} 鉱山	上の沢 60m 坑道ほか 4 施設
⑱八谷 ^{やたに} 鉱山	下二坑道
⑲久根 ^{くね} 鉱山	本山通洞坑
⑳紀州 ^{きしゅう} 鉱山	大峪 ^{おおさこ} 坑ほか 7 施設
㉑南古遠部 ^{みなみふるとうべ} 鉱山	第一立坑
㉒下川 ^{しもかわ} 鉱山	通洞坑ほか 8 施設
㉓鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	大湯第 1・2 たい積場ほか 1 施設

2. 全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公1）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

3. 鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公1）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

II 環境保全に関する調査研究に関する事項

1. 環境保全に関する調査研究（公2）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

平成30年度から平成32年度までの3年計画により、当センター所管の23事業所すべてにおいて、地球化学モデリングによる坑廃水处理機構の解明、坑廃水处理のライフサイクルの把握を行い、処理の最適化、処理指針の作成のための調査研究を研究機関への委託等により行う計画であり、平成30年度は8事業所（土畑、千歳、尾平、高取、八谷、久根、南古遠部及び下川）について早稲田大学への委託により実施した。

平成31年度は、2年目として、残りの15事業所のうちの7～8事業所で同様の調査研究を実施することとしている。

2. 鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公2）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公1）及び（公2）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業のことをいい、公1は、定款第4条第1項第1号に規定する事業である。また、公2は、定款第4条第1項第2号に規定する事業である。

以上

平成30年度 事業計画書

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

公益財団法人資源環境センター

平成30年度事業計画書

I 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

1. 鉱害防止業務（公1）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

(鉱山名)	(指定特定施設名)
①佐井 ^{さい い} 鉱山	一の沢坑ほか2施設
②土畑 ^{つちはた} 鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか7施設
③岩神 ^{いわがみ} 鉱山	深沢坑ほか4施設
④小国 ^{おぐに} 鉱山	通風坑ほか1施設
⑤小百 ^{こびやく} 鉱山	大切坑
⑥鵜峠 ^{う とう} 鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝 ^{たほう} 鉱山	本坑
⑧千歳 ^{ちとせ} 鉱山	福神沢通洞坑ほか1施設
⑨鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか3施設
⑩長木 ^{ながき} 鉱山	大黒坑第一堆積場ほか5施設
⑪見立 ^{みたち} 鉱山	長盛坑
⑫吉野 ^{よしの} 鉱山	熱田旧坑ほか8施設
⑬尾小屋 ^{おごや} 鉱山	赤目立坑ほか1施設
⑭尾平 ^{おびら} 鉱山	新大切坑ほか5施設
⑮八総 ^{やそう} 鉱山	赤倉通洞坑ほか1施設
⑯高取 ^{たかとり} 鉱山	赤木毛通洞坑ほか2施設
⑰上北 ^{かみきた} 鉱山	上の沢60m坑道ほか4施設
⑱八谷 ^{やたに} 鉱山	下二坑道
⑲久根 ^{くね} 鉱山	本山通洞坑
⑳紀州 ^{きしゅう} 鉱山	大峪 ^{おおさこ} 坑ほか7施設
㉑南古遠部 ^{みなみふるとうべ} 鉱山	第一立坑
㉒下川 ^{しもかわ} 鉱山	通洞坑ほか8施設
㉓鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	大湯第1・2たい積場ほか1施設

2. 全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公1）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

3. 鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公1）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

Ⅱ 環境保全に関する調査研究に関する事項

1. 環境保全に関する調査研究（公2）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

平成29年度は、坑廃水处理場から排出される処理水が流入する河川等の状況を把握することにより、環境への影響を調査・検討するためのデータ収集を行った。

平成30年度は3年計画の1年目として、当センター所管の23事業所の内の数事業所において、研究機関への委託等により、地球化学モデリングによる坑廃水处理機構の解明、坑廃水处理のライフサイクルの把握を行い、処理の最適化、処理指針の作成のための調査研究を行う計画である。

2. 鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公2）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公1）及び（公2）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業のことをいい、公1は、定款第4条第1項第1号に規定する事業である。また、公2は、定款第4条第1項第2号に規定する事業である。

以上

平成29年度 事業計画書

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月31日

公益財団法人資源環境センター

平成 29 年度事業計画書

I 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

1. 鉱害防止業務（公 1）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井 ^{さい い} 鉱山	一の沢坑ほか 2 施設
②土畑 ^{つちはた} 鉱山	畑平第三坑道（北口）ほか 7 施設
③岩神 ^{いわがみ} 鉱山	深沢坑ほか 4 施設
④小国 ^{おぐに} 鉱山	通風坑ほか 1 施設
⑤小百 ^{こびやく} 鉱山	大切坑
⑥鵜峠 ^{う とう} 鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝 ^{た ほう} 鉱山	本坑
⑧千歳 ^{ちとせ} 鉱山	福神沢通洞坑ほか 1 施設
⑨鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか 3 施設
⑩長木 ^{ながき} 鉱山	大黒坑第一堆積場ほか 5 施設
⑪見立 ^{み たて} 鉱山	長盛坑
⑫吉野 ^{よしの} 鉱山	熱田旧坑ほか 8 施設
⑬尾小屋 ^{お ぐ や} 鉱山	赤目立坑ほか 1 施設
⑭尾平 ^{お びら} 鉱山	新大切坑ほか 5 施設
⑮八総 ^{や そう} 鉱山	赤倉通洞坑ほか 1 施設
⑯高取 ^{たかとり} 鉱山	赤木毛通洞坑ほか 2 施設
⑰上北 ^{かみきた} 鉱山	上の沢 60m 坑道ほか 4 施設
⑱八谷 ^{やたに} 鉱山	下二坑道
⑲久根 ^{く ね} 鉱山	本山通洞坑
⑳紀州 ^{きしゅう} 鉱山	大峪 ^{おおさこ} 坑ほか 7 施設
㉑南古遠部 ^{みなみふるとうべ} 鉱山	第一立坑
㉒下川 ^{しもかわ} 鉱山	通洞坑ほか 8 施設
㉓鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	大湯第 1・2 たい積場ほか 1 施設

2. 全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公 1）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図

るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

3. 鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公1）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

Ⅱ 環境保全に関する調査研究に関する事項

1. 環境保全に関する調査研究（公2）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

平成28年度は、坑廃水处理場（2事業場）の水質、処理フロー等のデータを把握し、設備の状況等の確認を行い診断することにより、将来の合理的・効率的な坑廃水处理のための調査研究を行った。

平成29年度は、坑廃水处理場から排出される処理水が流入する河川等の状況を把握することにより、環境への影響を調査・検討するためのデータ収集を行う。

2. 鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公2）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公1）及び（公2）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業のことをいい、公1は、定款第4条第1項第1号に規定する事業である。また、公2は、定款第4条第1項第2号に規定する事業である。

以上

平成28年度 事業計画書

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

公益財団法人資源環境センター

平成 28 年度事業計画書

I 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

1. 鉱害防止業務（公 1）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井 ^{さい い} 鉱山	一の沢坑ほか 2 施設
②土畑 ^{つちはた} 鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか 7 施設
③岩神 ^{いわがみ} 鉱山	深沢坑ほか 4 施設
④小国 ^{おぐに} 鉱山	通風坑ほか 1 施設
⑤小百 ^{こびやく} 鉱山	大切坑
⑥鵜峠 ^{う とう} 鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝 ^{た ほう} 鉱山	本坑
⑧千歳 ^{ち と せ} 鉱山	福神沢通洞坑ほか 1 施設
⑨鉛 ^{なまりやま} 山 鉱山	鉛山本ヒ 三番坑ほか 3 施設
⑩長木 ^{ながき} 鉱山	大黒坑第一堆積場ほか 5 施設
⑪見立 ^{み た て} 鉱山	長盛坑
⑫吉野 ^{よしの} 鉱山	熱田旧坑ほか 8 施設
⑬尾小屋 ^{お ぐ や} 鉱山	赤目立坑ほか 1 施設
⑭尾平 ^{お び ら} 鉱山	新大切坑ほか 5 施設
⑮八総 ^{や そう} 鉱山	赤倉通洞坑ほか 1 施設
⑯高取 ^{たかとり} 鉱山	赤木毛通洞坑ほか 2 施設
⑰上北 ^{かみきた} 鉱山	上の沢 60m 坑道ほか 4 施設
⑱八谷 ^{や た に} 鉱山	下二坑道
⑲久根 ^{く ね} 鉱山	本山通洞坑
⑳紀州 ^{きしゅう} 鉱山	大峪 ^{おおさこ} 坑ほか 7 施設
㉑南古遠部 ^{みなみふるとうべ} 鉱山	第一立坑
㉒下川 ^{しもかわ} 鉱山	通洞坑ほか 8 施設
㉓鉛 ^{なまりやま} 山 鉱山	大湯第 1・2 たい積場ほか 1 施設

2. 全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公 1）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開

を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

3. 鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公1）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

Ⅱ 環境保全に関する調査研究に関する事項

1. 環境保全に関する調査研究（公2）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

亜鉛の排水基準については、5 mg/Lから2 mg/Lに改正され、平成18年12月11日から適用されているが、金属鉱業については、平成28年12月10日まで5 mg/Lの暫定排水基準（平成23年12月10日暫定排水基準の適用期間が5年間延長された）が適用されており、その暫定基準見直しに対応するために、平成25年度から27年度までの3年間は無給電坑廃水処理事業所における亜鉛等水質改善技術の導入のための調査を実施した。

平成28年度は、坑廃水処理場（2事業場）の水質、処理フロー等のデータを把握し、設備の状況等の確認を行い診断することにより、将来の合理的・効率的な坑廃水処理のための調査研究を行う。

2. 鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公2）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公1）及び（公2）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業のことをいい、公1は、定款第4条第1項第1号に規定する事業である。また、公2は、定款第4条第1項第2号に規定する事業である。

以上

平成 27 年度 事業計画書

自 平成 27 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日

公益財団法人資源環境センター

平成 27 年度事業計画書

I 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

1. 鉱害防止業務（公 1）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）

- ①^{さいい}佐井鉱山
- ②^{つちはた}土畑鉱山
- ③^{いわがみ}岩神鉱山
- ④^{おぐに}小国鉱山
- ⑤^{こびやく}小百鉱山
- ⑥^{うど}鵜峠鉱山
- ⑦^{たほう}太宝鉱山
- ⑧^{ちとせ}千歳鉱山
- ⑨^{なまりやま}鉛山鉱山
- ⑩^{ながき}長木鉱山
- ⑪^{みたて}見立鉱山
- ⑫^{よしの}吉野鉱山
- ⑬^{おこや}尾小屋鉱山
- ⑭^{おびら}尾平鉱山
- ⑮^{やそう}八総鉱山
- ⑯^{たかとり}高取鉱山
- ⑰^{かみきた}上北鉱山
- ⑱^{やたに}八谷鉱山
- ⑲^{くね}久根鉱山
- ⑳^{きしゅう}紀州鉱山
- ㉑^{みなみふるとうべ}南古遠部鉱山
- ㉒^{しもかわ}下川鉱山
- ㉓^{なまりやま}鉛山鉱山

（指定特定施設名）

- 一の沢坑ほか 2 施設
- 畑平第三坑道（北口）ほか 7 施設
- 深沢坑ほか 4 施設
- 通風坑ほか 1 施設
- 大切坑
- 船谷坑前捨石たい積場
- 本坑
- 福神沢通洞坑ほか 1 施設
- 鉛山本ヒ三番坑ほか 3 施設
- 大黒坑第一堆積場ほか 5 施設
- 長盛坑
- 熱田旧坑ほか 8 施設
- 赤目立坑ほか 1 施設
- 新大切坑ほか 5 施設
- 赤倉通洞坑ほか 1 施設
- 赤木毛通洞坑ほか 2 施設
- 上の沢 60m 坑道ほか 4 施設
- 下ニ坑道
- 本山通洞坑
- ^{おおきこ}大峪坑ほか 7 施設
- 第一立坑
- 通洞坑ほか 8 施設
- 大湯第 1・2 たい積場ほか 1 施設

2. 全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公 1）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

3. 鉍害防止事業調整基金の管理業務

鉍害防止業務（公1）を安定的に行うための財源である鉍害防止事業調整基金の管理業務については、鉍害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

II 環境保全に関する調査研究に関する事項

1. 環境保全に関する調査研究（公2）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

平成25年度から3年間の予定で無給電坑廃水処理事業所における亜鉛等水質改善技術の導入のための調査を実施している。

亜鉛の排水基準は、5mg/Lから2mg/Lに改正され、平成18年12月11日から適用されているが、金属鉍業については、平成28年12月10日まで5mg/Lの暫定排水基準（平成23年12月10日暫定排水基準の適用期間が5年間延長された）が適用されている。

亜鉛の排水濃度を安定して下げるためには、pHの自動制御が有効であるが、電気の供給が無い事業所では導入が難しいため、これに代わる技術導入に向けた調査研究を実施している。

平成25年度は、3事業所の処理原水について室内試験を行い、亜鉛の存在形態、pHと亜鉛濃度の関係及びポリ硫酸鉄を添加した場合のpHと亜鉛濃度の関係等の基礎データを収集した。

平成26年度は、これらの室内試験結果を参考にし、現地でポリ硫酸鉄の簡易添加試験を実施した。ポリ硫酸鉄の添加は、亜鉛と鉄濃度の高い原水について亜鉛濃度を下げる効果の高いことが分かった。中和剤を含めた薬剤使用量及び殿物発生量の増加というデメリットがあるが、これらに対しては、pHを8.0以上に調整することが必要との結論が得られた。

平成27年度は、現地で太陽光発電を利用した薬剤添加試験を実施し、無給電処理場でのより安定したpH調整の実現を目指す。

2. 鉍害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公2）を行うための財源である鉍害調査・研究開発基金の管理業務については、鉍害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公1）及び（公2）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業のことをいい、公1は、定款第4条第1項第1号に規定する事業である。また、公2は、定款第4条第1項第2号に規定する事業である。

以上

平成 26 年度

事業計画書

自 平成 26 年 4 月 1 日

至 平成 27 年 3 月 31 日

公益財団法人 資源環境センター

平成 26 年度事業計画書

I 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

1. 鉱害防止業務（公 1）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

(鉱山名)	(指定特定施設名)
①佐井 ^{さい} 鉱山	一の沢坑ほか 2 施設
②土畑 ^{つちはた} 鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか 7 施設
③岩神 ^{いわがみ} 鉱山	深沢坑ほか 4 施設
④小国 ^{おぐに} 鉱山	通風坑ほか 1 施設
⑤小百 ^{こびやく} 鉱山	大切坑
⑥鵜峠 ^{うど} 鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝 ^{たほう} 鉱山	本坑
⑧千歳 ^{ちとせ} 鉱山	福神沢通洞坑ほか 1 施設
⑨鉛山 ^{なまりやま} 鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか 3 施設
⑩長木 ^{ながき} 鉱山	大黒坑第一堆積場ほか 5 施設
⑪見立 ^{みたち} 鉱山	長盛坑
⑫吉野 ^{よしの} 鉱山	熱田旧坑ほか 8 施設
⑬尾小屋 ^{おごや} 鉱山	赤目立坑ほか 1 施設
⑭尾平 ^{おびら} 鉱山	新大切坑ほか 5 施設
⑮八総 ^{やそう} 鉱山	赤倉通洞坑ほか 1 施設
⑯高取 ^{たかとり} 鉱山	赤木毛通洞坑ほか 2 施設
⑰上北 ^{かみきた} 鉱山	上の沢 60m 坑道ほか 4 施設
⑱八谷 ^{やたに} 鉱山	下二坑道
⑲久根 ^{くね} 鉱山	本山通洞坑
⑳紀州 ^{きしゅう} 鉱山	大峪 ^{おおさこ} 坑ほか 7 施設
㉑南古遠部 ^{みなみふるとうべ} 鉱山	第一立坑
㉒下川 ^{しもかわ} 鉱山	通洞坑ほか 8 施設
㉓鉛山 ^{なまりやま} 鉱山	大湯第 1・2 たい積場ほか 1 施設

2. 全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公 1）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図

るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

3. 鉱害防止事業調整基金・鉱害防止事業充当基金の管理業務

鉱害防止業務（公1）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金及び鉱害防止事業充当基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程及び鉱害防止事業充当基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図っているが、鉱害防止事業充当基金が、平成25年度末をもって払底する見込みのため、平成26年度は、鉱害防止事業調整基金の管理業務を行う。

II 環境保全に関する調査研究に関する事項

1. 環境保全に関する調査研究（公2）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

平成25年度から3年間の予定で無給電坑廃水処理事業所における亜鉛等水質改善技術の導入のための調査を開始した。

亜鉛の排水基準は、5mg/Lから2mg/Lに改正され、平成18年12月11日から適用されているが、金属鉱業については、平成28年12月10日まで5mg/Lの暫定排水基準（平成23年12月10日暫定排水基準の適用期間が5年間延長された）が適用されている。

亜鉛の排水濃度を安定して下げるためには、pHの自動制御が有効であるが、電気の供給が無い事業所では導入が難しいため、これに代わる技術導入に向けた調査研究を行う。

平成25年度は、3事業所の処理原水について、ポリ硫酸鉄添加等の室内試験を行った。

平成26年度は、これらの室内試験結果を参考にし、現地で簡易試験を行う予定である。

2. 鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公2）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公1）及び（公2）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業のことをいい、公1は、定款第4条第1項第1号に規定する事業である。また、公2は、定款第4条第1項第2号に規定する事業である。

以上

平成 25 年度

事 業 計 画 書

自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

公益財団法人 資源環境センター

平成 25 年度事業計画書

I 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

1. 鉱害防止業務（公 1）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
① ^{さいい} 佐井鉱山	一の沢坑ほか 2 施設
② ^{つちはた} 土畑鉱山	畑平第三坑道（北口）ほか 7 施設
③ ^{いわがみ} 岩神鉱山	深沢坑ほか 4 施設
④ ^{おぐに} 小国鉱山	通風坑ほか 1 施設
⑤ ^{こびやく} 小百鉱山	大切坑
⑥ ^{うど} 鵜峠鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦ ^{たほう} 太宝鉱山	本坑
⑧ ^{ちとせ} 千歳鉱山	福神沢通洞坑ほか 1 施設
⑨ ^{なまりやま} 鉛山本ヒ三番坑	ほか 3 施設
⑩ ^{ながき} 長木鉱山	大黒坑第一堆積場ほか 5 施設
⑪ ^{みたて} 見立鉱山	長盛坑
⑫ ^{よしの} 吉野鉱山	熱田旧坑ほか 8 施設
⑬ ^{おごや} 尾小屋鉱山	赤目立坑ほか 1 施設
⑭ ^{おびら} 尾平鉱山	新大切坑ほか 5 施設
⑮ ^{やそう} 八総鉱山	赤倉通洞坑ほか 1 施設
⑯ ^{たかとり} 高取鉱山	赤木毛通洞坑ほか 2 施設
⑰ ^{かみきた} 上北鉱山	上の沢 60m 坑道ほか 4 施設
⑱ ^{やたに} 八谷鉱山	下二坑道
⑲ ^{くね} 久根鉱山	本山通洞坑
⑳ ^{きしゅう} 紀州鉱山	大峪坑ほか 7 施設
㉑ ^{みなみふるとうべ} 南古遠部鉱山	第一立坑
㉒ ^{しもかわ} 下川鉱山	通洞坑ほか 8 施設
㉓ ^{なまりやま} 鉛山鉱山	大湯第 1・2 たい積場ほか 1 施設

2. 全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公 1）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平

展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉍害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

3. 鉍害防止事業調整基金・鉍害防止事業充当基金の管理業務

鉍害防止業務（公1）を安定的に行うための財源である鉍害防止事業調整基金及び鉍害防止事業充当基金の管理業務については、鉍害防止事業調整基金管理規程及び鉍害防止事業充当基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

なお、鉍害防止事業充当基金は、当初計画のとおり平成24年度末をもって払底する見込みである。

II 環境保全に関する調査研究に関する事項

1. 環境保全に関する調査研究（公2）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

平成23、24年度は、これまで実施してきた「亜鉛バックグラウンド値及び関連調査」の解析手法を他の成分に応用した調査を実施した。

平成25年度からは、3年間の予定で無給電坑廃水処理事業所における亜鉛等水質改善技術の導入のための調査を実施する。

亜鉛の排水基準は、5mg/Lから2mg/Lに改正され、平成18年12月11日から適用されているが、金属鉍業については、平成28年12月10日まで5mg/Lの暫定排水基準（平成23年12月10日暫定排水基準の適用期間が5年間延長された）が適用されている。

亜鉛の排水濃度を安定して下げるためには、pHの自動制御が有効であるが、電気等の供給が無い事業所では導入が難しいため、これに代わる技術導入に向け調査研究を実施する。

2. 鉍害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公2）を行うための財源である鉍害調査・研究開発基金の管理業務については、鉍害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公1）及び（公2）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業のことをいい、公1は、定款第4条第1項第1号に規定する事業である。また、公2は、定款第4条第1項第2号に規定する事業である。

以上

平成 24 年度
事業計画書

自 平成 24 年 4 月 1 日
至 平成 25 年 3 月 31 日

公益財団法人 資源環境センター

平成 24 年度事業計画書

I 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

1. 鉱害防止業務（公 1）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

(1) 既実施鉱山

(鉱山名)

(指定特定施設名)

①佐井 ^{きい} 鉱山	一の沢坑ほか 2 施設
②土畑 ^{つちけだ} 鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか 7 施設
③岩神 ^{いわがみ} 鉱山	深沢坑ほか 4 施設
④小国 ^{おぐに} 鉱山	通風坑ほか 1 施設
⑤小百 ^{こひゃく} 鉱山	大切坑
⑥鵜峠 ^{うづ} 鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝 ^{たほう} 鉱山	本坑
⑧千歳 ^{ちとせ} 鉱山	福神沢通洞坑ほか 1 施設
⑨鉛 ^{なまりやま} 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか 3 施設
⑩長木 ^{ながき} 鉱山	大黒坑第一堆積場ほか 5 施設
⑪見立 ^{みたち} 鉱山	長盛坑
⑫吉野 ^{よしの} 鉱山	熱田旧坑ほか 8 施設
⑬尾小屋 ^{おびら} 鉱山	赤目立坑ほか 1 施設
⑭尾平 ^{おびら} 鉱山	新大切坑ほか 5 施設
⑮八総 ^{やそう} 鉱山	赤倉通洞坑ほか 1 施設
⑯高取 ^{たかとり} 鉱山	赤木毛通洞坑ほか 2 施設
⑰上北 ^{かみきた} 鉱山	上の沢 60m 坑道ほか 4 施設
⑱八谷 ^{やぐち} 鉱山	下二坑道
⑲久根 ^{くね} 鉱山	本山通洞坑
⑳紀州 ^{きしゅう} 鉱山	大峪坑ほか 7 施設
㉑南古遠部 ^{みなみふるとうべ} 鉱山	第一立坑
㉒下川 ^{しもがわ} 鉱山	通洞坑ほか 8 施設

(2) 本年度追加となる鉱山

①鉛^{なまりやま}山鉱山

大湯第 1・2 たい積場ほか 1 施設

(注) 大湯第 1・2 たい積場ほか 1 施設に係る鉱害防止業務については、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 16 条の規定により同法第 13 条第 1 項の指定を受けて実施すること

となる。

2. 全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公1）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

3. 鉱害防止事業調整基金・鉱害防止事業充当基金の管理業務

鉱害防止業務（公1）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金及び鉱害防止事業充当基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程及び鉱害防止事業充当基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

Ⅱ 環境保全に関する調査研究に関する事項

1. 環境保全に関する調査研究（公2）

亜鉛バックグラウンド値及び関連調査の応用（自主調査）

平成23年度は、これまで実施してきた「亜鉛バックグラウンド値及び関連調査」の解析手法を他の成分に応用した調査を2年間の計画で立案し、開始した。

平成24年度は、2年次目の調査を実施する。

2. 鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公2）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公1）及び（公2）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業のことをいい、公1は、定款第4条第1項第1号に規定する事業である。また、公2は、定款第4条第1項第2号に規定する事業である。

以上